

北朝鮮による拉致問題の一日も早い解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から、既にあまりにも長い年月が経過し、拉致被害者とその家族の高齢化が進み、その解決には一刻の猶予も許されない。

その中であって、本年3月には、モンゴル・ウランバートルで横田めぐみさんの娘と横田さん夫婦が面会、また、5月にはスウェーデン・ストックホルムで日朝外務省局長級協議が実施され、その合意文書において、北朝鮮は、日本人拉致被害者を再調査することで合意。特別調査委員会を立ち上げ、拉致被害者と拉致された疑いのある特定失踪者の調査など、戦後に現在の北朝鮮に残された日本人らすべての日本人に関する全ての問題を解決する意志を表明するなど、今、大きな節目を迎えている。

拉致は、人権を無視し、我が国をはじめとした全ての被害国の主権をも侵す許しがたい行為であり、国際社会に対して行われる犯罪以外の何ものでもない。全ての拉致被害者が救出されるまで、絶対に風化させてはならない。

よって、国においては、「対話と圧力」という一貫した考えを保持しながら各国と強力に連携しつつ、拉致問題の解決に向けての実質的な交渉を行うためにあらゆる手段を尽くし、特定失踪者を含めた全ての拉致被害者の安全確保と一日も早い帰国が実現するよう安易な妥協をせず、不退転の決意を持って取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

様

和歌山県議会議長 坂本 登

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

拉致問題担当大臣